

第 2 7 6 回

香川県内水面漁場管理委員会議事録

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

第276回 香川県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和6年10月23日
9時57分～11時10分
2. 開催場所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階大会議室
3. 出席した委員
会長 一見和彦
委員 竹内英樹
" 岡田幸憲
" 石田隆幸
" 宮本礼子
" 鈴木登美雄
" 木村晃子
" 長田美絵
" 仲野和夫
" 青木定信
4. 関係列席者(水産課、事務局)
水産課長 柏山浩史
漁業調整室長 植田豊
室長補佐兼事務局次長 藤原宗弘
副主幹 小林武
副主幹 赤井紀子
主任 秦正樹
技師 丸山俊輔
5. 議事事項とその結果
第1号議案 「内水面漁場計画の変更について(諮問)」
諮問された内容について、次回公聴会を経た後に答申することに決定した。

第2号議案 「うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針について（報告）」

内容について事務局が説明した。

第3号議案 「香川県漁業調整規則の改正について（事前協議）」

内容について事務局が説明した。

第4号議案 「令和6年度中央省庁提案に対する回答及び令和7年度提案項目について（報告・協議）」

内容について事務局が説明した。

6. 議事のあらまし

一見会長が挨拶した後、議長となり、議事録署名委員に竹内委員と青木委員を指名して議事を進行した。

〔一見会長〕

第1号議案「内水面漁場計画の変更について（諮問）」を事務局から説明をお願いします。

〔事務局（赤井副主幹）〕

（資料1-1、1-2に基づいて説明）

〔一見会長〕

来年3月末で区第202号の存続期間が切れるため、新たに区第203号を追加する漁場計画の変更になります。カキの生育について情報はありますか。

〔赤井副主幹〕

今年は十分に確認できていませんが、昨年、試験養殖された際には生育、味共に良い結果であったと聞いています。

〔木村委員〕

県のホームページで意見聴取されていますが、アクセス数はどのくらいあるのですか。

〔赤井副主幹〕

この件だけについてのアクセス数は出せていないです。

〔一見会長〕

（県のホームページで）意見とかありますか。

〔赤井副主幹〕

今回の意見徴収ではなかったのですが、今回はありました。委員会で報告させて

いただきました。

〔木村委員〕

どれぐらいの人が見て意見がなかったのか、それとも見てなくて何の意見もなかったのかということが気になりました。

〔一見会長〕

県のホームページの公表というのは、反響を確認されていますか。

〔木村委員〕

内容が細かくなっていて、必要があつて探す場合でもなかなか探せないのですが、よほど関心がある人でないと、公表しているつもりでも、相手には伝わってないような気がします。意見がないのも寂しいと思います。良しとする意見も悪いとする意見もあると思うのですが、反応がなく、無関心になっているのが一番いけないのかなと思いました。

〔一見会長〕

そのような分析があつてもいいかもしれませんね。

〔赤井副主幹〕

ありがとうございます。

〔一見会長〕

コメントということで、ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

(一同、意見なし)

内水面漁場計画については、閉じたいと思います。

では、第2号議案「うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針について（協議）」を事務局から説明をお願いします。

〔事務局（丸山技師）〕

（資料2-1、2-2に基づいて説明）

〔一見会長〕

大きな変更ではありませんが、何かご意見、ご質問ございますか。

〔石田委員〕

採子（とりこ）の場合は、親族とは関係はないのですか。

〔丸山技師〕

採子の変更の場合は、関係ないと思います。

〔秦主任〕

名義人だけが漁業を営む者の資格となっています。

〔一見会長〕

採子って何ですか。

〔植田室長〕

採捕従事者です。

〔木村委員〕

（改正内容の）新の表現で4月30日現在とありますが、前年度といえは3月末のイメージがあつて、違和感があるのですが、一般の認識と異なるのではないですか。

〔植田室長〕

シラスの採捕許可の期間が2月から4月30日までなので、それが終わった時点という意味です。

〔木村委員〕

年度末というと、3月末のイメージがある為、4月30日となると、誤解を受けないでしょうか。

〔赤井副主幹〕

許可証を交付された期日が前年度なので・・・。

〔木村委員〕

皆さんが常識的に、年度末が4月30日というのが分かるのならいいのですが、漁業者に誤解が生まれたらいけないかなと思います。

〔石田委員〕

交付されるのは、4月以前の前年度2月なので問題はないと思います。切れる（漁業時期が終わる）のが4月30日ということです。

〔木村委員〕

漁業者が分かればいいです。わかりました。

〔一見会長〕

誤解はないとは思いますが、表現としては良いということで、認めることとしますが、他にありませんか。

（一同、意見なし）

では、第3号議案「香川県漁業調整規則の改正について（事前協議）」を事務局から説明をお願いします。

〔事務局（秦主任）〕

（資料3-1、3-2に基づいて説明）

〔一見会長〕

それではご質問、ご意見ございますか。

「した者」から「したとき」に変更になっていますが、これはどういった理由ですか。

〔秦主任〕

罰則の第 54 条、55 条の対象者が法人ではなく、違反行為をした個人であることを明確化するための改正になります。法人に対してはまた別の罰則が適用されます。

〔一見会長〕

第 55 条の下線部分の「違反したときは、当該違反行為をした者は」は必要なのですね。

〔秦主任〕

法人に所属する者が、法人の業務で、その違反行為をしたときに、法人が罰則対象になりえるため、このような書きぶりになっています。あくまでも、行為を実際にした人が罰則の対象となる書きぶりになっています。

〔一見会長〕

では、第 4 号議案「令和 6 年度中央省庁提案に対する回答及び令和 7 年度提案項目について（報告・協議）」を事務局から説明をお願いします。

〔事務局（小林副主幹）〕

（資料 4-1、4-2 に基づいて説明）

〔一見会長〕

膨大な資料ですが、資料 4-1 の色のついている 4 項目について協議したいと思います。残りの 3 項目については私が選ばせていただきますが、（委員の）意見をお聞かせいただければと思います。

まずは、「外来魚対策」についてですが、事務局案では 1 番につけられています。内容を見ていただいて違うといったご意見があればおっしゃってください。1 番は駆除の技術、予算の確保がありますけれど、実際に駆除の事例はあるのですか。

〔植田室長〕

県内では、外来魚に対する駆除の補助制度はありません。

〔一見会長〕

1 番目は、いかに駆除するかというところに焦点が当たっているのですが、個人的には 2 番と思っています。香川県はため池が多く、ある一定時期に水抜きをして、一旦（外来魚は）リセットされていなくなるのですが、なぜかまた入ってくるので

すよね。ですので、2番の密放流行為の防止がしっくりくるような気がしています。釣り人に焦点が当てられた防止内容になっています。ブラックバスに関してはそうなのですが、他の外来魚が入ってくる可能性もあると思いますし、ペット由来も考えられるので、ペット業界も、要望の中に入れてもいいのかなという気がしています。2番のほう香川県の状況にあっていると思いますがいかがでしょう。

(一同、意見なし)

特にないようでしたら、外来魚対策については2番ということにしたいと思いますがよろしいですか。

(一同、賛成)

今日決めて提案するということですが、再度協議するということはあるのですか。

[小林副主幹]

ありません。今日の結論をもって、西日本ブロック会の幹事県である島根県に報告し、西日本ブロック協議会で諮ります。中、東日本ブロックもそれぞれ協議し、3ブロックで取りまとめの上、最終的には来年の総会で決定される運びになります。

[一見会長]

今日の委員会で決めるということですね。それでは2つ目の「鳥類による食害対策」についてですが、3項目あって、事務局案としては1番と3番になっています。2番はサギ類ですが、香川県はやっぱりコイ、フナが重要だと思いますので、サギ類ではなくて1番か3番だと思います。3番の漁協等が行う駆除や追い払いなどの支援事業という事例はあるのですか。

[柏山課長]

国の予算があるのですが、全国内水面漁場管理委員会連合会、全内漁管連という組織に所属している組合や連合会に予算を流しているということで、香川県は全内漁管連に所属しておりませんので、ございません。一方でカワウ対策として、国のイノシシ駆除対策の交付金で、カワウ駆除ができる(事業がある)ので、それを活用して市町が防除計画に基づいて駆除を実施しています。県内ではカワウがかなり増えてきているということで、実際にどれぐらい分布しているのかなどについて、滋賀県の専門業者に委託して調査をしています。また、各漁協に対して今年の被害状況の聞き取り調査をしています。それによりますと、香川県は春先から冬場にかけてカワウの数が増えてきているという状況が分かってきています。防除にあたっての具合的な方法について提案してもらおうとしております。

〔一見会長〕

そうしますと、3番の漁協等が行っている支援事業が具体的にあるのであれば3番もあり得るのかなと思っていたのですが、今の話からすると、全体的な対応について取り組む必要があるということで1番なのかなと思いました。いかがでしょうか。

(一同、賛成)

それでは、事務局案のとおり1番でいきたいと思います。それでは、3つ目の「魚病対策」についてですが、アユの冷水病とコイヘルペス、医薬品開発の3項目がありますが、事務局案としては3番が選ばれています。フナ、コイを主体としている本県としては、2番か3番だと思われるのですが、2番については通常どおり実施しているところでもあります。要望という意味では、医薬品開発というのは一番進めるべきところだと思っていますので、案のとおり3番でいいのかなと思っていますが、何かご意見ございますでしょうか。

(特になし)

なかなかワクチンの開発って難しいのでしょうか。

〔植田室長〕

本県だとコイの穴あき病とかに効く薬もあるのですが、フナに使える薬がイカリムシに対する駆虫剤1種類だけで、フナについては病気が出て使える薬がないということを業者から聞いたことがあります。なかなか製薬会社もお金にならないと承認されていても製造しないという現状があるのですが、何も言わないよりは、言い続けるのかなと思います。

〔一見会長〕

フナ、コイというのは香川県以外でメジャーにやっている県はあるのでしょうか。

〔柏山課長〕

第二種区画漁業権というため池養殖というのが全国的にあまりないのですが、大阪府や兵庫県とかでは当然あるのだと思います。そのへんは石田委員がご存じだと思います。

〔石田委員〕

大阪府は多く、香川県より多いかもしれません。和歌山県もあります。

〔一見会長〕

そうであれば言い続けることに意味があるのかなと思います。それでは、ご提案どおり3番にしたいと思います。次に「ウナギの資源回復」ですが、1番がニホン

ウナギの資源回復、2番が密漁取締りの強化、3番が生態・生息環境の保護、4番が大量生産技術の開発がありますが、4つのうち2つを選択するものです。案としては1番、2番ということですが、ご意見等いかがでしょうか。4番の大量生産技術というのはあえて強く要望しなくてもいいのではないかと思います。1番のウナギの資源回復については、全国的な取組みが必要かと思しますので外せないと思います。2番の密漁の取締り強化は迷うところでありまして、取締り自体は大事なのですが、今漁獲物が減少している中でかなり温暖化の影響があり、ウナギは南から上がってくるものなので、減少していることは、全国的に生息環境の影響がかなりあるのではないのかと、思っているところですが、3番の生息環境の保全ではないかと思っているのですが、どうでしょうか。

〔木村委員〕

3番目より2番目かと思えます。シラスウナギがとんでもないところに流通していくのは一番よくないお金の動きだと思います。取締りを強化してくれるほうが漁業者も安心できると思えます。次の時代につながらないような気がするので、私は2番がいいと思えます。

〔一見会長〕

他に何かございませんか。よろしいですか。それでは、案のとおり1番、2番で要望したいと思えます。それ以外のところは一任（「河川湖沼環境の保全及び啓発」は1・2・3・5番、「放射性物質による汚染対策」は1番、「内水面漁場管理委員会制度の堅持」は1番）ください。それでは、ありがとうございました。事務局から何かありますか。

〔小林副主幹〕

次回の内水面委員会は、12月上旬を予定しております。現在の21期内水面委員会は11月30日までの任期となっております。12月1日からは新たな任期に切り替わります。ですので、今回は交付式のあと、公聴会及び委員会を開催する運びとなりますので、よろしくお願いいたします。

〔一見会長〕

それでは、本日はこれで、第276回の委員会を閉会いたします。

〔11時10分終了〕

上記は、第276回香川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 一 見 和 彦

署名委員 竹 内 英 樹

署名委員 青 木 定 信